

予算特別委員会 議事次第

令和7年2月20日(木)
本会議散会後
於：大会議室

1 開 会

2 確認事項

3 付託議案

(1) 討 論

(2) 採 決

4 閉 会

予算特別委員会の運営に関する申合せ

(令和5年6月16日)
改正 令和6年6月27日
令和6年12月19日

予算特別委員会（以下「委員会」という。）並びに委員会に設置する小委員会及び分科会の運営に関し、必要な事項を定める。

1 議案（予算特別委員会規程、議会運営に係る主な申合せ）

委員会において審査する議案は、次のとおりとする。

- (1) 予算議案
- (2) 条例、請負契約議案等（同時に提案された予算議案に密接に関連する議案に限る。）
- (3) その他、議決により委員会に付託された議案

2 委員会の運営

(1) 議案の審査方法

委員会で議案を審査するに当たっては、小委員会又は分科会において詳細審査を行うことを基本とする。（参照：別紙1）

なお、審査の流れは、原則としてそれぞれ次のとおりとする。

ア 小委員会を設置して詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
委員会	① 小委員会の設置、委員選任等 ② 小委員会への審査依頼
小委員会	詳細審査
委員会	① 小委員会審査報告 ② 討論・採決

(7) 小委員会の設置等

委員会において、小委員会を設置し、小委員会委員の選任等を行った後、小委員会に審査を依頼する。

(イ) 詳細審査

小委員会において、詳細審査を行う。（参照：別紙2）

(ウ) 小委員会審査報告、討論・採決

委員会において、小委員会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、小委員会審査報告は、小委員会で行った適否確認の結果を記載した小

委員会審査報告書の配付のみとし、小委員会委員長の報告は省略する。

(I) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかったときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、小委員会の設置等を行う委員会において、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

イ 分科会において詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
—	(分科会への審査依頼)
分科会	詳細審査
委員会	① 分科会審査報告 ② 討論・採決

(7) 分科会への審査依頼

正副委員長・幹事協議会の協議を経て、予算特別委員長が各分科会の所管事項について審査を依頼する。

(I) 詳細審査

各分科会において、詳細審査を行う。（参照：別紙3）

(ウ) 分科会審査報告、討論・採決

委員会において、分科会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、分科会審査報告は、分科会で行った適否確認の結果を記載した分科会審査報告書の配付のみとし、分科会委員長の報告は省略する。

(I) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかったときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、分科会における詳細審査の前に委員会を開催し、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

(2) 本会議における委員会審査報告

ア 小委員会を設置して詳細審査を行った場合

委員会審査報告書を配付し、予算特別委員長が委員会における審査の経過及び結果を報告する。

イ 分科会において詳細審査を行った場合

委員会審査報告書の配付のみとし、予算特別委員長報告は省略する。ただし、少数意見の留保があり、本会議において少数意見者の報告がある場合は、予算特別委員長報告を行う。

(3) 出席要求理事者

総務部長、財政課長その他正副委員長・幹事協議会の協議を経て予算特別委員長が指名する者とする。

(4) 開催場所

大会議室とする。

(5) 審査の日程その他委員会の議事に関する事項

審査の日程、採決の方法及び順序、委員長報告の内容その他委員会の議事に関する事項は、正副委員長・幹事協議会において協議し、又は調整する。

3 委員会の公開（委員会、小委員会、分科会共通）

(1) 傍聴

委員会は、原則、公開するものとし、議員及び府政記者以外の者は、「委員会傍聴要領」によるものとする。

(2) インターネット議会中継

委員会審議を対象に、インターネットによる議会中継を行うものとする。

(3) 写真撮影、録音等

府政記者からの写真撮影、録音等の申し出があった場合は、委員会に諮って許可する。

4 その他

(1) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。（参照：別紙４）

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長及び幹事に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(2) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長及び幹事の下承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長及び幹事に連絡する。

(3) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。（参照：別紙5）

(4) ペーパーレスによる委員会運営

ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。（参照：別紙6）

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は、情報端末の使用を基本とする。

(5) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。

（参照：別紙7）

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あて及び常任委員長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

(6) その他

この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、予算特別委員長が正副委員長・幹事協議会に諮って決定するものとする。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参加することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

予算特別委員会 議案付託表
(2 月 12 日付託分)

議案番号	件名
4 7	令和 6 年度京都府一般会計補正予算 (第 6 号)
4 9	令和 6 年度京都府水道事業会計補正予算 (第 2 号)
5 0	令和 6 年度京都府流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

令和7年2月19日

予算特別委員長 藤 山 裕紀子 殿

予算特別委員会総務・警察分科会委員長 田 島 祥 充

予算特別委員会総務・警察分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 47 号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第6号）中、所管事項	適 当

令和7年2月19日

予算特別委員長 藤 山 裕紀子 殿

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会委員長 青 木 義 照

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 47 号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第6号）中、所管事項	適 当

令和 7 年 2 月 19 日

予算特別委員長 藤 山 裕紀子 殿

予算特別委員会文化生活・教育分科会委員長 山 口 勝

予算特別委員会文化生活・教育分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 47 号	令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 6 号）中、所管事項	適 当

令和 7 年 2 月 19 日

予算特別委員長 藤 山 裕紀子 殿

予算特別委員会政策環境建設分科会委員長 宮 下 友紀子

予算特別委員会政策環境建設分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 47 号	令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 6 号）中、所管事項	適 当
第 49 号	令和 6 年度京都府水道事業会計補正予算（第 2 号）	同 上
第 50 号	令和 6 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	同 上

令和7年2月19日

予算特別委員長 藤 山 裕紀子 殿

予算特別委員会農商工労働分科会委員長 森 口 亨

予算特別委員会農商工労働分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 47 号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第6号）中、所管事項	適 当